

第1回臨時総会 議事録

開催日時 令和3年11月19日(金曜日) 午後3時00分

開催場所 小松島市役所 防災倉庫会議室

出席者

(農業委員)

1番 一柳 泰徳 2番 竹内 信行 5番 金西 章 6番 栗本 謙二 7番 廣田 由美
8番 豊田 泉朱 9番 谷崎 賢二 10番 矢野 伸二 11番 江崎 恵子 13番 服部 雅基
14番 川瀬 益栄 15番 船越 康博 16番 關 藤子 17番 森 博之 18番 高井 トミエ
19番 青木 正廣 [議長 (会長)]

(事務局)

次 長 杉本 弘恵 主任 安部 裕介

欠席者

(農業委員)

3番 錦野 伸策 4番 谷崎 徹 12番 増井 道宏

議 案

議案第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

その他

「農地法第4条第1項第8号または農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる提出書類等について (チェックリスト)」の変更について

開会開始時間 午後3時00分

議長（会長）

それでは、小松島市農業委員会第1回臨時総会を開催いたします。
議事に入る前に、議事録署名者に、1番 一柳委員と8番 豊田委員をご指名いたします。
よろしくお願いいたします。
なお、3番 錦野委員、4番 谷崎委員、12番 増井委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

議長（会長）

それでは、議案第1号 「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案第1号 「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」
届出件数は2件、2筆です。
届出にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番については、田1筆、619㎡を住宅用地として転用するものであり、令和3年10月28日に受け付けております。

整理番号2番については、田1筆、517㎡を住宅用地として転用するものであり、こちらは法人の登記事項証明書を追加で提出する旨伺っていたため、受け付けはせずに事務局の方で書類預かりとしております。

この度の届出があった案件につきましては、2件とも500㎡以上の市街化区域内にある農地を住宅用地として転用するものであることから、農地法施行規則第50条第2項第3号の規定に基づき、添付書類として都市計画法第29条の開発許可書が必要とされております。
しかしながら、開発許可書は提出されておらず、聞き取りにより、現時点で開発許可書を提出する意思がないことを確認したことから、添付書類の不備を理由として、整理番号1番については不受理、整理番号2番については手続き上書類預かりとなっていることから不受理相当であると判断し、返却としたと考えております。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。
それでは、議案第1号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（会長）

ありがとうございます。

質疑なし、と認めます。

それでは議案第1号の議決に入ります。

整理番号1番については不受理、整理番号2番については不受理相当であると判断し、返却とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長（会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、原案どおり議案第1号の整理番号1番については不受理、整理番号2番については不受理相当と判断し、返却とします。

以上で、議案第1号を終了いたします。

引き続き、その他事項の協議に移ります。

議長（会長）

それでは、その他事項「農地法第4条第1項第8号または農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる提出書類等について（チェックリスト）」の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

「農地法第4条第1項第8号または農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる提出書類等について（チェックリスト）」の変更について、変更を検討している点が3点ございますので、説明いたします。

1点目は、農業委員確認についてです。

農地法第4条第1項第8号または農地法第5条第1項第7号の規定による届出を行う際に、従前は届出の提出者から担当地区の農業委員に事前に押印または署名をお願いしていたところですが、今後は提出後に農業委員会事務局から担当地区の農業委員に確認することとし、提出前の農業委員への確認を廃止したいと考えております。

2点目は、都市計画法第29条の開発許可を必要とする場合の提出物についての記載変更です。

都市計画法第29条の開発許可を必要とする場合の提出物について、農地法施行規則第50条第2項第3号において、農地法第5条第1項第7号の規定による届出を提出する場合には、「届出に係る農地又は採草放牧地を農地及び採草放牧地以外のものにする行為が都市計画法第29条第1項の許可を受けることを必要とするものである場合には、その行為につきその許可を受けたことを証する書面」を添付しなければならない旨が定められております。

この条文に従い、「都市計画法第29条の開発許可を必要とする場合は、許可書又は申請書の写し」としていた記載を「都市計画法第29条の開発許可を受けたことを証する書面」と変更したいと考えております。

こちらの変更については、法令の条文に記載をそろえるのみであり、提出物等の内容を変更するものではありません。

3点目は転用者が会社や法人である場合の登記事項証明書の提出についてです。

従前は、転用者が会社又は法人である場合には、その所在地・名称・事業内容等が確認できる会社や法人の登記事項証明書の提出を求めておりましたが、法令上、必須の添付書類として規定されているものではないため、必須書類の中から削除したいと考えております。

説明については、以上です。

議長（会長）

ただいま事務局から説明等がありました。
何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（会長）

質疑なし、と認めます。

それでは、「農地法第4条第1項第8号または農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる提出書類等について（チェックリスト）」の変更についての議決に入ります。

「農地法第4条第1項第8号または農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる提出書類等について（チェックリスト）」の変更について、原案のとおり、変更することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（会長）

ありがとうございます。

それでは「農地法第4条第1項第8号または農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる提出書類等について（チェックリスト）」の変更については、原案のとおり変更させていただきます。

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第1回臨時総会を閉会いたします。

総会終了 午後4時00分

議事録署名委員

1番 一柳 泰徳

8番 豊田 泉朱